

大阪府行政書士会

会長

殿

: 会員番号(法人会員番号)

届出者 : 事務所所在地

: 氏名(法人名称及び代表者氏名)

補助者氏名

印

誓約書

私は、行政書士法第19条の3に違背しないこと及び補助者規則第4条各号に該当しないことを誓約いたします。

◇行政書士法

(行政書士の使用人等の秘密を守る義務)

第19条の3 行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。

◇補助者規則

(不適格事由)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。

- 満18歳に達していない者
- 法第2条の2第二号から第七号までのいずれかに該当する者
- 行政書士又は行政書士法人から懲戒解雇され、その日から3年を経過していない者
- 行政書士の登録を受けた者
- その他、行政書士又は行政書士法人の補助者としての誠実な業務遂行が阻害されるおそれのある者